



園児招待さつま芋掘り（小山福寿会）



第339回9月定例会

議案58件を可決・承認・同意 2件は継続審査

第三三九回定例市議会は、九月五日に開会され、理事者提出の議案六十件を審議しました。

初日は、会期を二十二日までの十八日間と定めた後、平成十七年度一般会計補正予算案や地方自治法改正により指定管理者制度を導入するための公共施設設置条例の改正案など五十八議案が上程され、提案理由の説明が行われました。

十二日には一般質問が行われ、

常見悦郎（新政会）、山本鐵夫（清和会）
浦井智治（日本共産党）、本田章（新政会）
笹島彦治（清和会）、藤堂勝義（公明党）
の六議員が、

十三日には、

兼井大（新政会）、米村輝子（清和会）
榮正夫（日本共産党）、松原啓治（清和会）
松田信子（新政会）
の五議員がそれぞれ質問に立ちました。

一般質問の終結後、決算特別委員会の設置と委員の選任が行われました。引き続き、初日に上程された議案が所管の各委員会に付託されました。

最終日の二十二日には、各委員長報告の後、議案等の採決が行われました。議案五十六件は、いずれも原案のとおり可決・承認され、決算認定の議案二件は休会中の継続審査と決しました。続いて、総合交通対策特別委員会の委員長報告が行われた後、追加議案二件が上程・採決され、いずれも原案のとおり可決・同意して、閉会しました。

皆さんから提出された請願と陳情の結果は、別掲のとおりです。

市政をきく 一般質問から

○アスベストについて

問 国内でアスベストが問題になってきているが、市内の建築物、特に公共施設で使用しているか調査したのか。

答 アスベストは、天然に産する鉱物繊維で石綿と呼ばれ、耐熱性・耐薬品性・絶縁性に優れているため、建設資材や家庭用品等で利用されていたが、じん肺や悪性中皮腫の原因となり、肺がんを起す可能性があることが指摘されている。

昨今、アスベスト作業に携わった人たちの健康被害がクローズアップされ、不特定多数の人が集まる公共建築物や大型民間施設について、アスベスト使用の実態把握を求める声が非常に強くなってきている。

市では、庁内関係課で構成す

る「アスベスト対策連絡会」を立ち上げて、各課の情報を全課に周知する体制を整え、四十六の公共施設の百十三棟について、アスベスト使用有無の調査を実施している。

この中で、施設の建築年度から判断して、特に毒性の強い吹き付けアスベストの使用はないが含有の疑いがあるロックウール（岩綿）については、有終会館別館や老人センター等の七施設の標本をサンプリングして検査機関に検査依頼を行い、順次その結果が出てきている。

現在のところ、含有量一割以上のアスベストを含んだ施設はないが、含有を確認した場合に、国の指針に基づき迅速に対応したい。

市民が所有する建築物の調査は、現在、県の大野土木事務所が国土交通省の依頼を受け、大野管内の建築物所有者に対してアスベストの使用状況調査を実施している。九月中には調査結果がまとまる予定であり、今後、国・県と歩調を合わせながら、アスベスト対策に取り組んでいきたい。

○職員数の適正化について

いつ

問 和泉村との合併時に希望退

職者を募っても早期に適正な市の職員数を達成し、行政改革を強力に推進するべきだと考えるがどうか。

答 第五次行政改革大綱策定時には、合併当初の消防を除く職員数は大野市職員が三百四十四人、和泉村職員が五十七人の計四百一人と見込んでいる。

十年後の平成二十六年には一割減の三百六十人を目標とする定員適正化を計画している。早期に人員削減を行っていくために、事務局ではこれまで希望退職等を促してきた。

その結果、本市ではこの四月以降に自己都合などで二人の職員が退職し、和泉村では合併時までに六人の職員が退職することになり、合併時には当初見込みより八人少ない三百九十三人となる見込みである。

しかし、今後は三位一体改革の推進など地方行政を取り巻く社会経済環境は、より一層厳しくなると予想され、徹底した人員削減が求められる。このため、本年度内に策定する定員適正化計画では、地方分権の進展に伴う事務量の増加や将来的に均衡のある年齢構成等を考慮しながら、目標数値の上乗せや達成予定年度の繰り上げを検討したい。

また合併時には、消防職員の五十四人が定員管理対象職員に

加わることになるが、これらを含めて一割減の早期目標達成を目指したい。

○市の財政状況について

問 平成十六年度決算において經常収支比率が九二割と前年度に比べ五・三ポイントも高くなっている状況についてどのような考えを持っているのか。

答 財政構造の弾力性を示す經常収支比率は、バブル経済がはじけた六年度から十三年度までは八三割前後で推移してきたが、その後八六割に上昇し、十六年度には、九二・〇割と前年度に比べ五・三ポイントも高くなり、ますます財政の硬直化が進んでいる。

これは、經常収支比率を算出する分母である經常一般財源総額のうち、普通交付税や臨時財政対策債が減少したことに加え、分子である經常経費充当一般財源のうち、施設の維持管理費などの物件費、老人や児童の扶助費、医療費

や地方債の償還金に充てる繰出金が、それぞれ増加したためである。



国は、本年六月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」の中で、三位一体改革を確実に実現するために、地方交付税については国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方歳出を見直し、抑制するなどの改革を行い、税源移譲に伴い地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう適切に対応するとしている。

将来の地方交付税制度は予測しにくい状況であるが、本市の財政が現状のまま推移しても經常収支比率が下降に転じる要素は見当たらない。このため、今後なお一層の行政改革を推進していくことが必要である。

審議日程

- 5日 本会議（会期の決定、議案上程・提案理由の説明）
- 6日～11日 休会
- 12日 本会議（一般質問）
- 13日 本会議（一般質問、決算特別委員会の設置および委員の選任、各案件委員会付託）特別委員会（決算）
- 14日 常任委員会（産経建設）
- 15日 常任委員会（民生環境）
- 16日 常任委員会（総務文教）
- 17日～19日 休会
- 20日 特別委員会（市町村合併対策）
- 21日 特別委員会（市町村合併対策）
- 22日 本会議（各委員長報告、質疑・答復、採決、特別委員長報告、追加議案上程・採決）

○災害時のネットワークについて

問 災害発生時における他自治体との連携について聞きたい。

答 災害が発生したり発生する恐れがある場合には、市と大野地区消防本部で災害対策本部を設置し、福井県をはじめとして福井地方気象台など国の指定地方行政機関、自衛隊、北陸電力やN T T等の指定公共機関、J Aや森林組合等の公共的団体と連携を取りながら応急措置を実施している。

災害対策基本法には、災害の被害が大きいたときは、他の市町村長や都道府県知事に対して応援や応急措置の実施の要請ができる」と規定されている。

市では、平成八年に県や県内の市町村、九年には姉妹都市の茨城県古河市、十五年には富山県黒部市との間で、災害時相互応援協定を締結している。

また七年には、全国の五十都市が加入している全国青年市長会災害相互応援に加入した。応援の内容は、食糧など生活物資の提供、被災者の救出、医療など応急復旧に必要な物資や救援活動に必要な車両の提供、職員の派遣、ボランティアのあっせんなどである。

議案の審議結果 9月定例会

議案番号	件名	結果	議案番号	件名	結果	議案番号	件名	結果
51	平成17年度大野市一般会計補正予算(第3号)案	原案可決	71	大野市健康保養施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	91	大野市自転車駐車場設置条例の全部を改正する条例案	原案可決
52	平成17年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案	原案可決	72	農村婦人の家設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	92	大野市都市公園条例の全部を改正する条例案	原案可決
53	平成17年度大野市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)案	原案可決	73	大野市農業者健康管理センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	93	平成16年度有終西小学校(大野公民館併設)建築工事請負契約の変更について	原案可決
54	平成17年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)案	原案可決	74	大野市農村環境改善センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	94	大野市道路線の認定及び廃止について	原案可決
55	平成17年度大野市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案	原案可決	75	大野市立農村集落多目的共同利用施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	95	大野市・和泉村合併協議会の廃止について	原案可決
56	大野市立学校施設の利用に関する条例案	原案可決	76	大野市林業振興センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	96	大野地区消防組合の解散及び同組合の財産処分について	原案可決
57	大野市公共施設の使用に関する条例及び大野市公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例案	原案可決	77	大野市宝慶寺いこいの森設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	97	福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合への加入及び同組合理約の変更について	原案可決
58	大野市立集会所設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	78	大野市内水面遊漁等施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	98	福井県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合理約の変更及び財産処分について	原案可決
59	大野市公民館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	79	大野市産業文化展示館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	99	福井県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	原案可決
60	大野市文化会館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	80	大野地域職業訓練センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	100	福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	原案可決
61	大野市ふるさと自然の家設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	81	大野市勤労青少年ホーム設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	101	福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	原案可決
62	大野市青少年教育センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	82	大野勤労者体育センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	102	福井県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	原案可決
63	大野市体育施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	83	大野勤労者体育施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	103	福井県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	原案可決
64	大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	84	大野市ファミリーリゾート休養施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	104	専決処分の承認を求めることについて(平成17年度大野市一般会計補正予算(第2号))	承認
65	大野市B&G海洋センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	85	大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	105	専決処分の承認を求めることについて(平成17年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))	承認
66	大野市立学校体育施設の開放に関する条例の全部を改正する条例案	原案可決	86	大野市まちなか観光拠点施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	106	専決処分の承認を求めることについて(平成17年度大野市水道事業会計補正予算(第1号))	承認
67	多田記念大野有終会館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	87	大野市石灯籠会館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	107	平成16年度大野市歳入歳出決算認定について	継続審査
68	大野市子育て支援施設設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	88	大野市御清水会館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	108	平成16年度大野市水道事業会計の決算認定について	継続審査
69	大野市児童館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	89	大野市元町会館設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	109	大野・勝山地区広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	原案可決
70	大野市老人福祉センター設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	90	大野市営駐車場設置条例の全部を改正する条例案	原案可決	110	人権擁護委員候補者の推薦について	同意

○越美北線の存続について

問 今まで以上に危機感を持って、JR越美北線の全線復旧までの支援が必要であると考えますが、市の考えを聞きたい。

答 JR越美北線は県都福井市と奥越地方を結び、沿線住民の通勤・通学の日常生活の足として、また産業や観光などの地域振興に欠かせない鉄道であり、県やJR西日本金沢支社に対して復旧措置を早急に講じるよう今日まで強く要望してきた。

六月二十七日には、県とJRとの間で復旧工事に関する協定が締結された。JRは平成十九年度の早い時期には復旧したいとしており、十月中には本格的な復旧工事が始まると聞いている。市としても、一日も早く全線復旧するように引き続き県やJRに働き掛けたい。

市民の越美北線の利用状況は、定期券や回数券等の助成により徐々に被災前に戻りつつある。一般の利用者は被災前の約七割に、通勤定期券の利用者は約八割に、通学定期券の利用者は被災前にはほぼ回復している。当面は、利用者数を被災前の水準まで上げることを目指して、定期券や駅プラン等の各種利用



市民による沿線の美化活動

促進助成策をはじめとして、街頭キャンペーンやホームページ掲載による啓発等を継続して実施するとともに新たな利用促進策を検討していきたい。

まただれもが本市を訪れたくなるような魅力的な街にするために、観光客など市外からの利用者も増やしていきたい。一方、沿線市町村で構成する「越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会」においても各沿線市町村が一体となって、各種団体の協力を得ながら同線を利用したイベントや啓発活動等を継続していく予定である。

○地下水保全管理計画について

問 市には、市民が積極的に地下水保全管理計画の立案に取り

組む気持ちも育てる責務があるのではないかと。

答 地下水保全管理計画は、市が平成十三、十四年に実施した地下水総合調査の結果を基に、区長会等の住民代表や商工会議所等の事業所代表、国や県などの関係行政機関、大学教授等の学識経験者をメンバーとした策定委員会により計画案がまとめられ、八月二十二日に市に提出された。

市では、この計画に対する市民の意見を広く聞くために、市報で計画案の概要を掲載するとともに、生活環境課・各公民館・ホームページで計画案の全文を公開し、意見募集箱や郵送、メール等で広く意見を募集した。

今後、計画案に対する地下水対策審議会の意見や募集した意見を参考に市庁内で協議し、当管理計画を策定する。

計画策定後には、全家庭に当計画の普及版を配布し、市民に周知していきたい。

○学力調査について

問 大野市学力調査の目的と実施後の対処について聞きたい。

答 市教育委員会では、目指す子供像として「心豊かなたくま

しい大野っ子」とし、その育成のために「確かな学力の定着」「校種間（幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校）の連携の強化」「体験学習の充実」を柱に取り組んでいる。

本年度実施した市学力調査の目的は、ここ数年來市が取り組んできた「学力の充実」についての方策が正しいものであったか客観的なデータを基に振り返り、市全体としての学習指導上の課題を明らかにし、今後の学校の指導方法の工夫改善に生かしていくことにある。

調査は、教研式標準学力検査を使用し、国語・社会・算数・理科の四教科について市内小学校五年生を対象に六月に実施した。五年生を対象にした理由は、小学校入学後の学力の状況を把握し、残り二カ年で中学校へ向けての学力充実を図るためである。

調査では、全国基準に照らした客観的な結果が得られるとともに、一人ひとりについて教科ごとの課題が詳細に分析され、個人票で児童に返される。これによって児童が自分の課題を知り、目標を持つことで学習に対する意欲付けになる。さらに結果について学校を挙げて分析することによって、学校全体の指導力向上につながる。

結果の詳しい分析については、教科研究の中心的な役割を担う市の教科研究委員会で行い、各学校の指導方法の工夫改善に生かしていくよう取り組みたい。

請願・陳情の処理結果			
番号	件名	提出者	結果
継続分 請願 1号	土地改良施設へ流入する自然水分の維持管理分担についての請願書	大野市堀兼土地改良区 理事長 善藤征夫 外4団体	採択
継続分 陳情 3号	「教育基本法の早期改正を求める意見書」の提出を求める陳情	日本会議福井 理事長 宮川 脩	不採択

ただし、調査ではかかることができる学力はあくまでも学校で育成する学力の一部であり、この調査をもって学力全体を把握できるものではない。

また学校の評価に代えることも適当ではないと考えている。結果については、市全体の各教科の平均について求められれば公開することになっている。



○「食育」について

問 「食育」についての地域・学校・家庭における取り組みと新年度にまちづくりの新しい施策として食育推進事業を入れる考えがあるのか聞きたい。

答 食育の推進に当たっては、自然の恩恵や「食」にかかわる人々のさまざまな活動への感謝の念、また食に対して適切な判断を行う能力を身に付けることが重要とされている。

食育への取り組みとして、小中学校では家庭科や保健体育の授業の中でバランスの取れた食事の重要性や望ましい生活習慣を身に付ける必要性を指導し、総合的な学習の時間の中で農産物の生産から調理までの体験活動、保護者や生産者による指導学習などが取り組まれている。

さらに学校給食の献立に「里いも田楽」や「のっぺい汁」などを取り入れ、地域の伝統ある食文化を伝えている。

地域と学校が連携した取り組みでは、地域の生産者グループが学校給食に季節の農産物を供給しており、大野産コシヒカリを利用した米飯給食も実施している。

また家庭や地域での取り組み

では、保健センターで実施している乳幼児の栄養相談や食生活改善推進事業がある。

このほか、保育園で行われている苗植えから収穫・調理までの食育体験、公民館で開催している親子料理教室や男の料理教室などでの農産物の栽培方法や食材の選び方の学習等、さまざまな事業を通じて幼児から高齢者まで幅広い分野で食育に取り組んでいる。

しかし、各分野での取り組みは行われているが、各実施機関の連携による事業は行われていない。

食育基本法では、家庭・学校・保育所・地域等を中心に国民運動として食育の推進に取り組むことを課題としており、来年度には食育に関する事業の充実を図るとともに、関係機関との連携による食育事業推進に向けた体制づくりを検討したい。



小学校の稲刈りの体験活動

○人口減少と高齢社会について

問 人口減少や高齢社会が進む中で、市が目指す方向について聞きたい。

答 本市が持続的に発展し、第四次総合計画の理念である「力強く・やさしく・美しく」を実現するためには、これまで行っている定住促進策のほか、多くの可能性を有している交流人口の拡大を図ることが重要である。本市が持つ自然・歴史・文化・産業などの宝を生かし、体験・滞在型のさまざまな交流を、これまで以上に進めていくことが不可欠である。

こうした交流を通じて、市外の人たちが目的を持って繰り返し本市を訪れ、滞在するようになることで、人材の開発や新たな消費が生まれるなど、さまざまな分野への波及効果が期待される。また新たな雇用の創出や産業起こしにもなることから、経済活性化と定住の促進につながっていく。

人口が急激に増えることはなくとも、現在の人口を維持しながら、子供から高齢者までのバランスの取れた人口構成となることが望ましいと考えている。

幕末の大野藩は、進取の精神

で藩政改革を行い、今日の礎を築いてきた。このような大野藩の気概を継承し、本市が小都市であっても、全国に誇れる魅力的で安全で安心なまち、住み続けたいまちとなるよう、引き続き全力を挙げて取り組んでいきたい。

○防災対策について

問 災害時に自力で身を守ることに困難な高齢者や障害者に対する防災対策の整備について聞きたい。

答 高齢者や障害者などの災害弱者に対する災害予防や応急対策については、地域防災計画の中の災害弱者災害予防計画と災害弱者応急対策計画に基づいて実施している。

災害弱者が避難する場合には、地域ぐるみで協力・支援し、迅速な避難に努めるとともに、県や近隣市町村と連携し、避難施設の確保やボランティアの派遣、相談員の巡回、健康相談などを行う。

特に、地域ぐるみでの災害弱者の避難が最も望ましいが、そのためには、平常時から地域内のコミュニティの強化を図り、人と人とのつながりを保つとともに、災害弱者自身も近隣の住

民や地元区長、福祉関係委員などとの連絡を密にすることが重要である。

国では、このほど集中豪雨時における「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」と「高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取りまとめ、市町村に示してきた。

この中では避難勧告等の基準を明確化し、災害時要援護者の早期避難のため、これまでの避難勧告・避難指示の前に、新たに避難準備情報を発令することとし、特に避難行動に時間を要する者は、これまでより早い段階で避難を開始することとしている。

また要援護者への情報伝達体制の整備策として、社会福祉協議会や民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者とのネットワークを避難勧告等の伝達に活用し、さらに要援護者の個人情報保護に配慮し、本人の同意を基本としながら関係機関相互間において、要援護者に関する情報の共有化を進めることとしている。

今後、国や福井県地域防災計画との整合性を図り、現在進めている地域防災計画の見直しの中で、関係機関や団体の意見も加えて、災害時要援護者のきめ細かな防災対策の整備に当たっていききたい。

○亀山周辺整備について

問 亀山周辺整備計画の最重要課題の一つである西部アクセス道路建設計画の現状と、今後の計画について聞きたい。

答 亀山周辺整備計画は「大野市都市マスタープラン」の中でも最重要課題である。その策定委員会では「大野高校跡地は将来の市街地活性化の拠点として活用」「市街地と国道一五八号を結ぶ西部アクセス道路は必要」「有終西小学校は現在地のなるべく近くに建設」という三つの前提となる考え方が提示された。

この前提に基づき、平成十二年三月に「亀山周辺整備基本構想」を、十四年三月には「大野市亀山周辺整備基本計画」を策定した。

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦に同意

松田八重子氏（城町）

は、本市全体の活性化を図るために歴史や文化、自然環境などの特性

今年三月の沿線関係者との話し合いでは、今後は亀山周辺整備基本計画で示した市のルート案にこだわるのではなく、道路の幅員縮小や一部ルートの変更等も考慮した代替案を作成すると説明している。

本道路の管理者である県とも再三協議を重ねており、県では縮尺千分の一の平面図を作成するとともに、道路の代替案の作成作業を進めている。



下丁地係から見た亀山周辺

その中で、これまでに買収した犬山地区の土地についても有効活用する必要がある、そのルートについては、国道一五八号犬山交差点から赤根川を横断して亀山西側の市道城北・泉・鉾掛線に連結。そして赤根川右岸を下り、亀山南側を六間通りまで結ぶこととし、道路の都市計画決定と国の補助を受けられるように、道路の線形や幅員等について詰めている。

近い時期に、沿線関係者に対して計画ルートの説明会を開催する予定である。来年には、現有終西小学校の取り壊しが可能となるため、早期に道路線形を決定していきたい。

今後も、西部アクセス道路の早期整備を目指し、県と協働して沿線関係者の道路計画の合意を得て、都市計画決定ができるよう努力したい。

○全国植樹祭について

問 二〇〇九年の全国植樹祭開催が福井県に内定したが、市は開催市として誘致を進める準備はあるのか聞きたい。

答 県は先月末に、四年後の平成二十一年に第六十回全国植樹祭の開催が福井県に内定したと発表した。

全国植樹祭は、森林に対する国民の理解を深めるため昭和二十五年から開催されている。主催は、開催地都道府県と社団法人国土緑化推進機構である。

開催市町村では実施本部の下で記念式典の準備や運営等の協力を行うとともに、市町村独自の記念事業等を開催している。

県は関係機関・関係団体等で構成する実行委員会を立ち上げ、実施本部を設置して、大会を開催するものと思われる。

過去の開催事例を見ると、会場規模としては一万人程度収容可能な式典会場、植樹会場として五ヶ前後の面積が必要といわれている。

本県では、三十七年に丸岡町で開催されて以来、四十七年ぶりの開催となる。

当時、開催された丸岡町の会場では、湿原地帯の拡大造林と森林生産力の増大をテーマに、スギやアカマツの苗木約三万六千本の植樹が行われた。

大会の主な事業としては、天皇皇后両陛下によるお手植えやお手つきが挙行されることにも、招待者による記念植樹などの記念式典のほか、交流会やシンポジウム等の行事が行われるものと思われる。

現在、開催が内定した段階であり、県は今後、計画・立案を行い、構想を具体化させていく

予定であり、天皇が行幸する全国規模の大会となることから多くの県民が参加できる大会にしていきたいとしている。

本市の森林面積は、十一月に合併する和泉村との森林面積を加えると県内最大規模の約七万五千八百畝となり、県全体の森林面積の約二五割になる。

このような全国規模の大会が本市で開催されれば、全国各地から多くの人々が集まり本市の知名度を全国的に向上させる絶好の機会となる。

市は、市民参加型の地下水保全を含めた森林の保全活動にも取り組んでいる。

今後は、このような現状や実績を踏まえ、関係団体等と連携を図り、開催地に選定されるよう、県等に対して本市への誘致を要請していきたい。

また本市が開催地に選定された段階で、関係者等の意見を聞きながら、市民が幅広く参加できるイベント企画や関連行事の開催のための組織立ち上げについても検討していきたい。



○指定管理者制度について

・委託施設について

問 指定管理者制度の導入により、公共施設の管理委託先を民間企業やNPO法人、任意の団体等の指定管理者に指定できるようになり、市は百二施設のうち五十施設を指定管理者制度に移行したいとしているが、今後これを増やす考えがあるのか。

答 市の公共施設で指定管理者制度によらない施設には「現に専門職員が配置されていること」「現状を上回る住民サービスを提供する適当な団体がないこと」「条件として直営とすること」が求められている。

しかし、行政改革の観点からも、将来的には指定管理者制度

の施設を拡大させていきたい。

具体的には、管理経費節減や行政サービス向上等の視点で現状以上の効果が期待できると判断した場合には、条件整備を図った上で指定管理者制度に移行していきたい。

・一部業務委託の制度運用

問 一部の業務の委託でも、この制度の手続きが取れないのかわからない。

答 指定管理者制度は、地方自治法の規定に基づき公の施設の管理運営のすべてを管理させる場合において行うものであり、法律上の契約行為ではなく行政処分の一つである。

これを一部委託する業務に導入すると、地方自治法上の問題が生じる。また委託団体の決定にも相当の時間が要されると考えられる。

このため、管理運営上の一部委託業務については、

従来どおり契約事務として扱っていきたい。

・選定委員会の委員

問 指定管理者選定委員会の民間委員の数は何人か。

答 選定委員会の委員には、基本的には市からは担当部長・課長、また民間からは施設利用者

士などを予定しており、民間委員の数は三人程度となる見込みである。

なお委員の数の奇数偶数に関しては、これにこだわらない。

・不都合が生じた場合の対処

問 指定管理者の指定後に市や指定業者に不都合が生じた場合の対処について聞きたい。

答 「大野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」で、指定の取り消しや管理業務の停止が規定されている。

この中で、指定管理者による協定違反や虚偽の報告、調査の妨げ、資格の喪失など指定管理者に非がある場合には、指定の取り消しや管理業務の停止ができることとなっている。

しかし、指定期間中に市の事情で一方的に指定の取り消しや管理業務の停止は行えないと考えている。

仮に何らかの事情により、指定期間中に市の方に指定管理者制度における協定を解除する事態が生じた場合には、民法上の損害賠償の義務が発生するものと考ええる。

○国民健康保険について

免制度について聞きたい。

答 国民健康保険は被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度である。その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で、また被保険者間の負担の公平性を図るためにも極めて重要な課題である。

こうした中で、平成十二年度から保険税の滞納者に対する実効的な対策を講ずるため、国民健康保険法により、資格証明書の交付が義務付けられた。資格証明書の発行は、納付期限から一年間を経過するまでの間に保険税の未納があつて、納税相談に応じなかつたり負担能力があるにもかかわらず、納付の意思が認められないときに発行するものである。

市では収納率を上げるため、市税徴収特別対策本部を設置して、各部・課長による臨戸訪問徴収などの徴収体制の強化だけではなく、資格証明書等の交付により滞納者の納税意欲を高めるようにしている。

資格証明書の交付は、滞納者と接する機会を増やすことができるため、生活状況に応じた分納方法による短期の被保険者証を交付することができる。滞納が真に生活困窮によるものである場合には、生活保護制度をはじめ、各種の福祉制度などにつ

国民健康保険制度では、被保険者の所得が一定の基準以下ときは保険税を軽減する措置が講じられている。

市では十五年度から一納期当たりの負担感を緩和するため、保険税の納期を四期から八期に増やし、できるだけ納付しやすい条件づくりに努めている。

減免制度については、地方税法の規定に基づき、市国民健康保険条例に規定しており、運用に当たっては、別に基準を定めて実施している。

しかし、減免する額については、原則として国等の補てんは行われない。厳しい財政状況にある市の国民健康保険会計にとって、減免制度の拡充は今以上に国保財政を圧迫し、財源確保のために代替措置が必要となる。このことは、その他の被保険者に負担を強いることになるため、現在の減免制度を継続していきたいと考えている。

決算特別委員会を設置

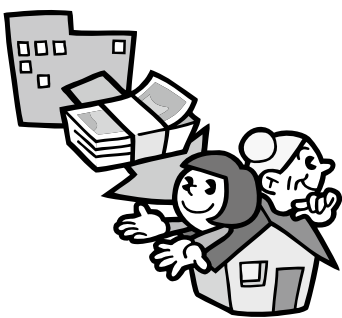
平成16年度大野市各会計の決算を審査するため、9月定例会において決算特別委員会が設置され、次の委員が選任されました。

治 秀 子 子 彰 章
智 義 信 輝 章
井 端 田 米 畑
浦 川 松 村 中
○は副委員長

夫 秀 敏 章 三 郎
鐵 樹 敏 章 三 郎
山 宮 澤 島 本 谷 口 砂
◎は委員長

者、必要に応じして税理

問 国民健康保険の資格証明書と国民健康保険税の収納率、減



委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

●総務文教常任委員会

○合併記念式典について

和泉村との合併記念式典は、新市がスタートする記念すべき式典であるため、来賓の接遇は「もてなしの心」を基に、遺漏のないよう要請した。

○百間堀周辺の整備について

百間堀は、仮称シビックセンター施設の一部であり、事業費の財源を他事業に依存することになっても事業主体は教育委員会である。当初から当委員会において周囲の景観も考慮しながら、施設全体について審議を重ねてきた。事業の変更等があった場合には事前に説明すること強く申し入れるとともに、将来の堀の管理も含めて教育委員会としての方針を明確にし、都市整備課と調整しながら整備を施工するよう要請した。

また仮称シビックセンターの屋根から得られる雨水は相当な量と考えられ、この雨水を堀に利用できないかを内部で検討し、結果を当委員会に報告する

よう要請した。

●産経建設常任委員会

○改良・補修工事について

一般会計補正予算に、相当数の道路や河川の改良・補修経費が計上してあるが、本市は特別豪雪地帯であるため、降雪前に改良・補修工事が完了できるよう当初予算に計上されたい。

○百間堀周辺整備計画について

仮称シビックセンターが完成すれば、有終西小学校に通学する児童や生涯学習センター、大野公民館の利用者など大勢の市民が徒歩や自動車で行く。通行者の安全を確保するため、周辺の道路線形などを含めた総合的な整備計画を立案する必要がある。また百間堀の「水」が見えるように整備するときには将来の維持管理経費や安全対策も考慮する必要がある。

このことは非常に重要な問題であり、通学する児童等の安全確保と百間堀の給水方法等について、現計画の維持管理方法を考慮して再検討を行い、議会に説明することを要望した。

●民生環境常任委員会

○指定管理者制度について

指定管理者の応募は経営や財政状況の調査が困難な任意団体

も可能であることから、選定に当たっては、民間活力を生かすという制度の趣旨を踏まえながら、施設運営に支障を来したり、サービス低下を招いたりしないよう十分配慮されたい。

○市自転車駐車場について

駅前自転車駐車場の放置自転車の廃棄処分は経費を伴うことであり、投棄することを目的に放置されていることも考えられるため、所有者の確認など困難な点もあるが、公平性の確保からも、施設管理運営の在り方等について今後検討されたい。

○地域包括支援センターについて

市では現在、庁内や関係機関と、介護保険制度の地域包括支援センターを直営で設置する方向で調整を行っているが、事業の実施に当たってはケアマネジャーの資質向上等、介護保険利用者の本意に沿い、専門的な指導ができるセンターとするよう求めた。

●総合交通対策特別委員会

○西部アクセス道路について

現在の計画では連続した曲がり角が二カ所あり、交通をスムーズに誘導できるか疑問であるので、道路の幅員構成についても十分検討を重ねられたい。また構想が持ち上がったとき

から相当年数が経過しており難事業であるため、事業の推進に当たっては「大野市都市マスタープラン」におけるルートを基本とする方針を前面に出して、関係課との連絡を密にししながら、全庁的に誠意を持って取り組むよう要望した。

○JR越美北線について

十月十五日に復旧工事が着工される予定とのことだが、復旧工事が、同線の存続の保障となるものではなく、有効な利用促進施策が必要不可欠である。存続のためには、先例にとらわれずバッテリーカーを利用したモデル事業の指定を受ける等についても、積極的に調査研究を行うよう要請した。

●市町村合併対策特別委員会

○議員の在任について

和泉村議会議員の在任について

では、合併特例法に基づく在任特例を適用するとともに、申し合わせにより在任数は三人とすることにしている。

合併の最終段階に向けて準備を進める中で非常に重要な問題と考えるので、必ず、次回の合併協議会の席上で報告されることを強く求める。

○行政改革について

合併後に和泉支所で取り扱うことになる業務や住民サービス等は、第五次大野市行政改革大綱の対象になるものと考ええる。調整や検討を要する課題は数多く残っていると考えられるので、職員の認識の統一と課題解決に向けて積極的に取り組むとともに、地方分権時代に対応した市民本位の行政運営となるよう抜本的な行政改革の断行や事務効率化、経費削減を実現し、健全財政が維持できるようさらなる努力を求めらる。

議会日誌

- ◆7月
 - 26日 北信越議長会豪雪等災害対策特別委員会中央要望（東京都）
 - 26日～27日 市町村合併対策特別委員会行政視察（群馬県桐生市）
- ◆8月
 - 5日 三市町村議員交流会
 - 8日 議会運営委員会・議員全員協議会
 - 11日 福井県市議会議長会臨時総会（敦賀市）
 - 18日 会派代表者会議
 - 30日 議会運営委員会・議員全員協議会
- ◆9月
 - 5日～22日 第339回定例市議会
 - 26日 第90回大野地区消防組合議会臨時会
 - 30日 第90回大野・勝山地区広域行政事務組合議会臨時会
- ◆10月
 - 3日～4日 総合交通対策特別委員会行政視察（長野県上田市・松本市）
 - 17日～25日 決算特別委員会